

令和8年度

社会福祉法人 東みよし町社会福祉協議会
事業計画

基本方針

住民主体の地域福祉活動を推進する中核的組織として、孤独や孤立・つながりの弱さなどから生活がしづらいなど、制度だけでは解決出来ない地域福祉課題に向き合い、解決に向けて整備してきた相談・支援体制をもとに、地域住民がお互いを尊重し合いながら参加し共生する地域社会の実現を、役職員が一丸となり取り組んでいきます。

少子高齢化社会はより進み、物価高騰による経済的不安も大きくなるなか生きづらさや孤独に大きな不安を感じるなど、簡単には解決できない個別課題の相談や地域福祉課題は多くなりました。人口減少による支える担い手や福祉人材が不足するなか、十分な支援を届けることが出来ないこともあります。結果だけを求める相談支援ではなく、共に考え進んでいく伴走型の相談支援を軸とし、断らない相談支援体制、社会とのつながりや参加の支援、支えあえる地域づくり支援を一体的に実施します。第4期地域福祉活動計画実施元年「やっぱり地域福祉活動は重要だ」と多くの方が再認識していただいた今こそ、好機を逃すことなく地域福祉活動の創成と推進に努めていきます。

誰もが地域・暮らし・生きがいを、共に作り高めあうことが出来る【地域共生社会】の実現と、安心して自ら選択し自分らしい生活が実現する【権利擁護】の推進、住まいを中心とした身近な地域で介護・医療・予防・生活支援が一体的に提供される【地域包括ケアシステム】の構築を、第4期地域福祉活動計画の基本理念である【自然とやさしさ心ふれあう福祉の郷】のもと、自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉法人や関係機関がしなやかに連携し強く協働しながら、地域福祉活動から良い人間関係を構築し、ひとりひとりが主役の支え愛のある地域づくりを目指します。

重点目標

1. 健全運営と公益的な事業の強化
2. 地域住民の参画と協働による地域福祉活動の推進
3. 総合相談・生活支援体制の確立と機能強化
4. 権利擁護事業の推進
5. 他機関との連携と情報共有の強化
6. 障がいの有無、性別や世代を越えた学び・交流、居場所作り
7. 平時からのつながりと災害時対応力の向上
8. 介護保険サービスの質の向上と人材育成の強化
9. 地域包括支援センターの運営
10. 受託事業の適正な実施

実施事業

1. 総務課

健全運営と公益的な事業への取り組みを強化します

(1) 社協の基盤強化

- ①理事会・評議員会・監事会の開催
- ②役職員研修会等の実施及び参加
- ③組織体制強化と人材の育成
- ④財務経営管理の強化
- ⑤関係機関、団体等との連携強化

(2) 広報宣伝活動の強化

- ①社協広報の発行 年2回（全戸配布）
- ②町広報紙への掲載及び社協掲示板を利用したの情報公開
- ③ホームページ等インターネットによる情報公開

(3) 社協会員募集及び善意銀行事業

- ①社協会員の増強と自主財源の確保
- ②善意銀行事業
- ③児童福祉基金

(4) 公益事業

- ①本会の特色を生かした福祉サービスの創出と実践

(5) 収益事業

- ①自動販売機設置事業
- ②介護用品事業
町内在住の障害者や虚弱高齢者におむつなどの介護用品を販売

2. 地域福祉課

★地域福祉事業

(1) さんわ会事業

地域の支え愛の再構築と地域課題の可視化を目的に「話と和をもって支え合いの輪をつなげる」をキーワードに地域座談会を開催する。

- ①住民座談会
- ②支え愛マップ（要援護者マップ）作成及び更新
- ③防災・減災学習（避難訓練、防災講話、炊出し訓練等）
- ④その他体験講習（高齢者疑似体験、赤十字救急法講習会等）

(2) 地域福祉活動計画推進事業

第4期地域福祉活動計画に基づいた小地域活動や中学校区での地域福祉活動の推進及び支援を継続的に行なう。

- ①第4期地域福祉活動計画の推進
- ②小地域福祉活動の支援

(3) ふれあい・いきいきサロン支え隊事業【町受託事業】

地域の支え合いや閉じこもり防止・介護予防を目的とし、地域で自主運営されるサロン活動の運営支援を行ない、利用者及びボランティア等の身近な地域での居場所と活躍の場を創出する。またサロン連絡協議会による交流や担い手の育成を行う。

(4) こどもの居場所づくり推進事業

公民館など小地域の拠点を活用した子どもや子育て世帯の居場所づくりと交流の場となる『こども★さろん』の提供。また、こども食堂の立ち上げ支援や実施機関との連携、協力により食事の提供体制を推進する。

(5) 地域支援事業【町受託事業】

高齢者の健康寿命を増進し、生きがいをもって活力ある生活を続けていただく為、高齢者の居場所づくりと身近な地域での通いの場を提供する。またいきいき百歳体操やフレイル予防推進事業などで、理学療法士やフレイルサポーターなどの専門職を活用した健康維持プログラムの定期的・継続的な推進を行う。

- ①通いの場を通じた健康維持プログラムの提供
- ②フレイルサポーターの連携体制の構築

(6) 生活支援体制整備事業【町受託事業】

地域住民等が主体とする協議体と生活支援コーディネーターが共に考えながら「地域における支え合い活動」を創設・展開し地域の問題解決を図っていく仕組みづくりを構築する。

- ①第1層（町域）及び第2層（概ね中学校区）における推進会議の開催
- ②第1層及び第2層生活支援コーディネーターの配置、養成
- ③地域課題の表出と取り組み内容の具現化
- ④サービスの開発と担い手の育成

(7) 赤十字事業

日本赤十字社徳島県支部東みよし分区として、赤十字事業の推進及び普及啓発を行う。

- ①日本赤十字社徳島県支部 東みよし分区事務局業務全般
- ②日本赤十字社活動支援費の募集
- ③小規模災害時見舞品交付
- ④赤十字奉仕団活動の推進

(8) 共同募金運動の展開・東みよし町共同募金委員会

- ①東みよし町共同募金委員会の運営
- ②赤い羽根共同募金活動の展開
- ③歳末助け合い運動の実践
- ④東みよし町を良くするしくみづくり助成事業

(9) ボランティアセンター事業【町補助事業】

- ①ボランティア連絡協議会との連携強化
- ②ボランティア団体の育成及び活動支援
- ③防災・災害ボランティアセンターの推進
- ④ボランティア入門講座、体験学習、研修会等の開催
- ⑤ボランティア保険への加入
- ⑥児童・学生ボランティアの育成

(10) 災害時対応力の向上

- ①事業継続計画（BCP）の検証及び更新
- ②災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加
- ③防災啓発事業の実施
 - i 防災フェスティバル 2027 の開催
 - ii 夜間の防災体験の開催
 - iii その他防災啓発事業
- ④災害ボランティア事前登録の周知及び登録ボランティア研修の実施
- ⑤職員研修の実施

(11) シルバー人材センター事業【町補助事業】

60歳以上の方がはたらくことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する

- ①シルバー請負事業 ～臨時的・単位的・軽易な作業の請負～
- ②短時間日常生活支援事業
- ③シルバー派遣事業

(12) シルバー大学校事業【県社協受託事業】

令和8年度より徳島県内の大学校の編成が行われ、東みよし校から西部校へと名称変更し、本校では新設2コースが開校となる。

- ①講座名：目指せ100歳講座
栄養・身体活動・社会参加の3本柱で心身健康・長寿達成
受講日：毎週水曜日
定員：32名（55歳以上）
- ②講座名：SNSを使った地域支援（短期コース）
観光、スポーツ等を素材にSNS発進を学び、地域貢献を醸成
受講日：全5日間
定員：未定（55歳以上）

(13) 各種福祉団体の事務局担当及び活動の支援

- ①町老人クラブ連合会
- ②町身体障害者会
- ③町手をつなぐ育成会
- ④町ボランティア連絡協議会
- ⑤三加茂福祉委員会
- ⑥ボランティアグループ愛
- ⑦町遺族会
- ⑧町ゲートボール協会
- ⑨町ふれあい・いきいきサロン連絡協議会

★生活支援事業

(1) 生活困窮者自立支援事業【県社協受託事業】

相談支援員・就労相談支援員を配置し、支援員が中心となり関係機関等と連携して支援調整会議を開催し包括的に相談援助業務を行う。

- ①自立相談支援事業
- ②家計改善支援事業
- ③生活困窮者自立支援強化事業
- ④生活困窮者アウトリーチ強化事業
- ⑤フードバンク、モノバンク事業
- ⑥心に寄り添うクリスマス事業

(2) 生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援を行うことにより世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図る。

- ①民生委員児童委員協議会と連携して要援護世帯への援助
- ②長期償還滞納者への償還指導
- ③緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援事業

(3) 福祉つなぎ資金貸付事業

臨時的出費、収入の欠如等により生活を維持することが困難な世帯に緊急的に貸付を行う。

- ①生活福祉資金制度の貸付決定者
- ②母子父子福祉資金貸付制度の貸付決定者
- ③一時的に生活が困窮された方

(4) 権利擁護センター事業

判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう必要な支援を行い、権利擁護支援や成年後見制度利用促進を図る中核機関としての機能有するセンターを設置・運営する。

I 日常生活自立支援事業【県社協受託事業】

- ・専門員と生活支援員を配置し、判断能力が不十分な認知症高齢者等が住み慣れた地域で自立して生活ができるように、福祉サービスの利用援助を行う。金銭管理・書類預かりサービスも行ない成年後見制度利用に満たない方の支援を行う。

II 成年後見制度利用促進を図る中核機関の設置運営【町受託事業】

- ・権利擁護支援や成年後見制度に関する広報及び啓発
- ・権利擁護支援や成年後見制度に関する相談及び利用促進
- ・地域住民を対象とした権利擁護支援促進に係る研修事業の実施
- ・後見人等支援業務の実施

Ⅲ法人後見事業【町補助事業】

- ・認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人、補助人になることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理、身上保護を行い、その権利の擁護を行う。
- ・法人後見事業運営委員会の開催

(5) 居住支援事業【国補助事業】

低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯などで住宅を確保することが難しい方（住宅確保要配慮者）が、民間賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう推進する。不動産、福祉・医療、法律、行政、研究者などの専門家で構成し、住宅確保要配慮者への相談、入居支援及び入居後のサポート等を行う。

- ①東みよし町居住支援協議会事務局及び関係団体との連携
- ②新たな住宅セーフティネット制度等の周知普及や登録促進
- ③入居前、入居中や死亡・退去時の支援
- ④外国人の入居を円滑に進める取り組み
- ⑤孤独・孤立対策としての見守り等の取り組み
- ⑥刑務所出所者、障がい者への居住支援の取り組み
- ⑦その他、要配慮者支援に関すること

(6) 包括的支援体制強化事業

地域の社会資源と協働することで、地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制を構築する。

- ①東みよし町くらしサポートネットワーク定例検討会の実施
- ②あらゆる地域生活課題に対応した支援
- ③生活全体・世帯全体を捉えた支援
- ④多職種連携・多機関協働による支援
- ⑤他分野の主体との連携・協働による支援
- ⑥地域住民や関係機関との連携・協働による支援
- ⑦「支え手」「受け手」を固定しない、多様な社会参加への支援

(7) 総合相談事業【町受託事業】

- ①各種相談事業（各関係機関との連携）
- ②合同相談所開設

心配ごと・人権・行政・消費者・身体障害者・居住支援の窓口を設け、関係機関との連携、調整により悩みごとの改善に努める。

○三好地区

開催場所 ふれあい健康館

開催日時 毎月第2・第4木曜日 10時から12時まで

○三加茂地区

開催場所 社協会議室

開催日時 毎月第1・第3金曜日 13時から15時まで

- ③山間地出張相談の実施
- ④相談員研修会への参加及び実施

(8) 見守りサービス事業

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等を定期的に訪問することにより、住み慣れたまちで安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するために実施。

- ①見守り配食サービスを通じた定期的な見守り活動の実施
(1食300円・毎月2回まで)
- ②生活支援コーディネーター：つながり通信を活用した戸別訪問
(毎月1回)
- ③8月と12月に季節に応じた食事などをお届けすることによる見守り活動の実施

(9) 高齢者移送サービス事業【町受託事業】

山間地域に居住する交通手段がない方や不便な世帯の65歳以上の高齢者や障がい者の方を、乗合バスにより町内の医療機関及び公共機関等へ送迎することにより在宅で自立した生活を送るために実施。

- ①三好地域 増川地域 東山地域 畑・法市・足代山分地域
- ②三加茂地域 大藤・奥村地域 加茂山地域 西庄・三枝地域
木藤・黒長谷・毛田・毛田西山地域

(10) 福祉用具貸与事業

障害者や高齢者へ、福祉用具を提供することにより、在宅で自立した生活が送れるように支援を行う。

- ・貸出可能福祉用具 電動ベッド・マット・車椅子・歩行器

(11) 福祉電話設置事業【町補助事業】

要援護者世帯等で通信手段がない世帯に対して、緊急連絡を可能とする為の電話の設置を行い、互助力・共助力の向上をはかり、地域から孤立や孤独をなくす。

(12) 地域生活支援事業【三好市・東みよし町受託事業】

障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう各種事業を実施する。

- ①生活支援事業
 - ・自発的活動支援事業
 - ・生活訓練等事業
- ②意思疎通支援事業
 - ・手話通訳者派遣事業
 - ・要約筆記者派遣事業
- ③社会参加支援事業
 - ・声の広報発行事業
 - ・スポーツレクリエーション教室開催等事業

3. 在宅福祉課

(1) 介護保険事業及び障害福祉サービス事業等

法令順守を基本とした職員体制を整え、職員一人一人が知識向上への学びを行い、利用者の声を聞き、寄り添う気持ちを持ちながら利用者の在宅生活をよりよく、そして安心安全に過ごしていただけるようお手伝いをさせていただきます。

◎【全サービス共通】

☆感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

☆業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害発生時、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築、計画の策定、研修実施、訓練（シミュレーション）

☆高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の定め義務付け

☆ハラスメント対策の強化

① 通所介護事業所（おおぐす荘・さざんか荘）

従来通り利用の継続ができるよう努める。また、利用者の定員については、おおぐす荘 26 名、さざんか荘 33 名とし、サービス内容の充実をはかり多くの方が集えるデイサービスをめざす。

- ・介護保険事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・基準該当障害福祉サービス生活介護事業
- ・非常時の避難訓練の実施

② 訪問介護事業所

介護を必要とする高齢者や障がい者の自宅を訪問し、日常生活の支援を行えるよう努める。山間地域の利用者の受入も引き続き行い、町全域へのサービスの充実をはかる。また、職員体制に合わせた事業の実施や加算を取得していく。

- ・介護保険事業 居宅介護
- ・障害福祉サービス事業 居宅介護事業
- ・障害福祉サービス事業 同行援護事業【新規事業】

③居宅介護支援事業所

要介護状態にある人に対して適正な居宅介護支援を提供する。利用者の心身の状況、生活環境に応じ、利用者及び家族等の意向に沿った介護サービス計画を作成し、適正なサービスが提供されるよう関係機関との連絡調整を行い、その能力に応じた日常生活が営めるよう配慮して支援を行う。

- ・居宅介護支援事業
- ・各種相談援助

(2) 介護予防事業（きらめき元気アップ教室）

現在、さざんか荘のみ実施。今後も各通所事業所は積極的に受け入れを行う。

(3) 人材育成

- ①認知症介護基礎研修受講の義務づけ（デイサービスで資格を有しない者）
- ②認知症介護実践者、実践リーダー研修への受講
- ③担い手講習会の実施と活躍の場作り
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス A 従事者研修
 - ・生活援助従事者研修
- ④介護福祉士資格取得に向け、介護福祉士実務者研修への受講

4. 東みよし町地域包括支援センター

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態となることを予防するため、地域の実態把握とともにその心身の状況・環境・その他の状況に応じて、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう支援する。

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ・のびのび教室の開催（10回）
- ・のびのび教室フォローアップ（年1回）
- ・訪問型サービス（運動・口腔・栄養）

② 一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発（介護予防講演会年1回）
（地域のサロン等での出前講座、インボディ（体組成計）の活用
東みよし町まつり・防災フェスティバル等での相談コーナーの設置）

(2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送る事ができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う。

① 総合相談

② 地域包括支援ネットワーク構築

③ 実態把握

④ 高齢者あんしん訪問【新規事業】

(3) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることが出来るよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

① 高齢者虐待の防止及び対応

② 消費者被害の防止及び対応

③ 成年後見制度の周知及び利用支援

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるよう地域の基盤を整えると同時に個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

- ・関係機関との連携体制構築
- ・医療介護多職種連携研修会（年1回）

- ・地域ケア会議の開催
- ・自立支援ケア会議の開催（年1回）
- ② 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援
 - ・ケアマネ研修会（年2回）
 - ・介護支援専門員の実践力向上支援
- ③ 介護支援専門員へのサポート
 - ・支援困難事例等への指導、助言業務

○社会保障の充実分

（1）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、医療と介護を一体的・効果的に提供していくために、関係者間で有効な情報連携を行い、切れ目のないチームケアの体制づくりを目指す。

（2）認知症総合支援事業

認知症の人の意見が尊重され、地域全体で認知症の人やその家族を支えられるよう支援体制の構築を目指す。

- ① 関係機関・関係者との連携
 - ・認知症地域支援推進員としての活動
 - ・認知症初期集中支援チームの運営（早期発見・早期介入）
 - ・かかりつけ医等の連携強化
- ② 地域における支援体制
 - ・チームオレンジの整備・活動支援
 - ・見守りネットワークの構築
 - ・認知症捜索・声かけ模擬訓練の実施（年1回）
 - ・認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の実施
- ③ 本人や家族等の居場所づくりや支援・普及啓発
 - ・認知症カフェの普及及び活用（年間10回開催）
 - ・認知症講演・映画上映会（年1回）
 - ・認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - ・認知症の介護者への支援

（3）地域ケア推進事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域課題を抽出、課題解決に必要な施策を町と協力して検討する。

○指定介護予防支援事業

(1) 介護予防支援業務

介護保険制度に基づき、要支援者が自立した日常生活を継続できるよう、心身の状況や置かれている環境に応じた「介護予防サービス計画」を作成する。適切なサービス利用を支援し、自立支援・重度化防止に向けたマネジメントを徹底する。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・日常生活支援総合事業において、対象者の選択を尊重し、訪問型・通所型サービスに加え、その他の生活支援サービス等多様な資源を包括的に組み合わせる。効率的かつ効果的な援助を通じて、住み慣れた地域での生活継続を支える